



鳥取県公報

令和3年7月9日（金）
号外第73号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（10）（給与課）	2
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（11）（〃）	4
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（12）（〃）	6

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月9日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第10号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	略		知事の 事務部 局	本庁	略	
		課長（農業 振興監農業 大学校の課 長を除く。） <u>サブチーム</u> 長 危機管理専 門官 副本部長 名古屋代表 部の部長 行財政改革 局職員人材 開発セン ターの所長 副局長 官房長 衛生環境研 究所の所長 山陰海岸ジ オパーク海 と大地の自 然館の館長 くらしの安 心局消費生 活センター の所長 雇用人材局 鳥取県立ハ ローワーク	3種			課長（農業 振興監農業 大学校の課 長を除く。） 危機管理専 門官 副本部長 名古屋代表 部の部長 行財政改革 局職員人材 開発セン ターの所長 副局長 官房長 衛生環境研 究所の所長 山陰海岸ジ オパーク海 と大地の自 然館の館長 くらしの安 心局消費生 活センター の所長 雇用人材局 鳥取県立ハ ローワーク	3種

		の所長			の所長		
		農業振興監			農業振興監		
		農業大学校			農業大学校		
		の校長			の校長		
淀江産業廃	淀江産業廃						
棄物処理施	棄物処理施						
設計画審査	設計画審査						
室の室長	室の室長						
略			略				
略			略				
略			略				

附 則

この規則は、令和3年7月12日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月9日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第11号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
機関	職員	機関	職員
略	略	略	略
知事 の 事 務 部 局	本庁 統轄監 部長 理事監 本 部長 会計管理者 次長 参事監 政策戦略監 文化 振興監 農業振興監 局長 官房長 所長 原子力安 全対策監 デジタル戦略監 経済産業振興監 通商物 流戦略監 課長（農業大学 校の課長を除く。） 室長 （衛生環境研究所の室長を 除く。） <u>サブチーム長</u> 副局長 副本部長 観光誘 客ディレクター 副官房長 校長 副校長 館長 危 機管理専門官 危機管理情 報官 参事 税務専門員 医長 課長補佐（課内業務 の総括又は庶務に関する事 務を行う課長補佐、総務課 の課長補佐のうち知事若し くは副知事の秘書又は庁舎 の秩序の維持に関する事務 を行うもの、人事企画課の 課長補佐及び職員支援課の 課長補佐のうち職員の福利 厚生に関する事務を行うも のに限る。） 総括主計員 主計員 係長（総務課の 係長のうち知事又は副知事 の秘書に関する事務を行う もの、人事企画課の係長、 職員支援課の係長のうち職	知事 の 事 務 部 局	本庁 統轄監 部長 理事監 本 部長 会計管理者 次長 参事監 政策戦略監 文化 振興監 農業振興監 局長 官房長 所長 原子力安 全対策監 デジタル戦略監 経済産業振興監 通商物 流戦略監 課長（農業大学 校の課長を除く。） 室長 （衛生環境研究所の室長を 除く。） 副局長 副本 部長 観光誘客ディレク ター 副官房長 校長 副 校長 館長 危機管理専門 官 危機管理情報官 参事 税務専門員 医長 課長 補佐（課内業務の総括又は 庶務に関する事務を行う課 長補佐、総務課の課長補佐 のうち知事若しくは副知事 の秘書又は庁舎の秩序の維 持に関する事務を行うもの 、人事企画課の課長補佐 及び職員支援課の課長補佐 のうち職員の福利厚生に関 する事務を行うものに限 る。） 総括主計員 主計 員 係長（総務課の係長の うち知事又は副知事の秘書 に関する事務を行うもの、 人事企画課の係長、職員支 援課の係長のうち職員の福

		<p>員の福利厚生に関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)</p>			<p>利厚生に関する事務を行うもの及び会計指導課の係長のうち資金運用に関する事務を行うものに限る。) 主事(総務課の主事のうち知事又は副知事の秘書に関する事務を行うもの、人事企画課の主事のうち人事、給与又は服務に関する事務を行うもの及び職員支援課の主事のうち職員の福利厚生に関する事務を行うものに限る。)</p>
略		略			
略		略			
備考 略		備考 略			

附 則

この規則は、令和3年7月12日から施行する。

